

## 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人にいざ

正当な理由がなく障がい者の身体を拘束することは、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第7項において、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待に該当するとされています。

身体拘束は、障がい者の尊厳を侵害し、障がい者の能力や権利を奪うことにつながる行為であることから、社会福祉法人にいざ（以下「法人にいざ」という。）の各施設において身体拘束を発生させないための指針を定めるものとします。

### 1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、障がい者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、その行動を抑制又は停止させる状況にするものであり、障がい者の能力や権利を奪うことにつながる行為であることから、各施設においては、原則として緊急やむを得ない場合を除き、障がい者支援の一環として、次のような身体拘束等の行動制限を原則禁止とします。

- (1) 車いすやベッド等に縛り付ける。
- (2) 行動を制限するために拘束衣を着せたり、布団等ですまきにしたりする。
- (3) 手指の機能を制限するためにミトンの手袋を装着する。
- (4) 支援者が力で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- (5) 向精神薬を過剰に服用させるなど薬物を使って行動を制限する。
- (6) 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

### 2 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

#### (1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束の適正化に向けて、身体拘束適正化検討委員会を設置し、年1回以上開催します。身体拘束については、虐待防止と不可分であるため、虐待防止委員会と一体的に運営するものとします。

#### (2) 身体拘束適正化検討委員会における役割

- ア 身体拘束等に係る報告書類の様式を整備すること。
- イ 身体拘束適正化検討委員会に報告された事例について、事例ごとに身体拘束等の発生時の状況、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、分析し、その適正性と適正化策を検討すること。
- ウ 報告された事例及びその分析結果について、職員に周知すること。
- エ 適正化策を講じた場合は、その効果について検証すること。

### (3) 身体拘束適正化検討委員会の構成

虐待防止委員会の構成員と兼務します。

## 3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための指針に定める研修を実施する際に、身体拘束の適正化に係る内容を含めて実施します。

## 4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

施設内で発生した身体拘束等の報告方法は、身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載した報告書を虐待防止責任者が作成し、身体拘束適正化検討委員会に報告するとともに、障がい者虐待防止センター等行政に相談・報告します。

## 5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束を行うときは、次に掲げる留意点及び手続により実施します。

### (1) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の3要件全てを満たしたときに限定し、その判断は、組織的にかつ慎重に行います。

- ① 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

### (2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続

#### ① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、施設長やサービス管理責任者、虐待防止責任者等が出席する個別支援会議等で組織的に検討し、決定します。なお、必要に応じて相談支援専門員の同席を要請します。

また、身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

#### ② 利用者本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、適宜利用者本人や家族に十分説明をし、了解を得るよう努めます。

#### ③ 行政との連携

身体拘束を行う場合又は行った場合は、障がい者虐待防止センター等行政に相談・報告するなど連携し対応します。

④ 必要な事項の記録及び身体拘束適正化検討委員会への報告

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するとともに、身体拘束適正化検討委員会に報告します。

6 利用者等に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、各施設に常置するとともに、法人にいぎのホームページに掲載し、利用者や職員等がいつでも閲覧できるようにします。

7 その他身体拘束等の適正化のために必要な基本方針

本指針の取組については、法人職員の共通理解の下、推進する必要があるため、本指針の基本方針や身体拘束適正化検討委員会における検討結果等について全職員に周知徹底を図ります。

附 則

この指針は、令和4年10月1日から実施します。